

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。
なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和8年10月5日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
寝屋川市香里新町12番3号
アートタウン香里
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日
令和7年12月26日（令和7年大阪府告示第1677号）
- 3 寝屋川市の意見の概要
 - (1) 店舗の営業に伴う騒音、振動、照明、排気等により、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう措置を講じること。
 - (2) 周辺の生活環境に係る苦情が生じた場合は、速やかかつ真摯に対応すること。
 - (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、下水道法、騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び寝屋川市下水道条例に基づき必要な手続きを行うとともに各法令を遵守し、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう対策を講じること。
 - (4) 産業廃棄物の保管については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物保管基準を遵守し、生活環境の保全上支障が生じないように保管すること。
 - (5) 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者等に委託すること。
- 4 意見の縦覧の期間及び方法
 - (1) 期間
令和8年10月5日から同年11月5日まで
 - (2) 方法
 - ア インターネットの利用による縦覧
大阪府の大規模小売店舗立地法に係るホームページ
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110060/shogyoshien/daikibokouritenpo/index.html#todokedejoukyou>)
 - イ 書面による縦覧
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課